

令和 8 年度 放課後学童クラブ減免申請のご案内

潮来市では、次に記載の要件を満たす世帯に減免を行っております。
要件に該当し、減免を希望する方は、減免申請書類の提出をお願いいたします。

■兄弟で利用する世帯

同一世帯において利用する児童が2人以上いる世帯

※上の児童の保育料が半額となります（3人兄弟の場合は上2人が減免対象）
※入所申込と同時申請

○提出書類：放課後学童保育料減免申請書（上の児童ごとに1通）

【減免申請受付期間：令和 8 年 1 月 13 日（火）～ 令和 8 年 1 月 30 日（金）】

■ひとり親世帯

母子世帯及び父子世帯又はこれに準ずる養育者世帯で、世帯員全てが前年度の市町村民税所得割の額が5,000円未満の世帯

※兄弟でご利用の場合は兄弟すべて減免対象となり、また、上の児童は兄弟減免も対象となります

※申告を行っていない方については申告後に減免申請を行ってください。

（申告された方は申告書の控えもお持ちください。）

○提出書類：①放課後学童保育料減免申請書（児童1人につき1通）

②同意書（世帯で1通）

（児童を除く世帯員すべての同意を同意者本人の自署でお願いいたします。）

【減免申請受付期間：入所決定通知が届いてから令和 8 年 3 月 27 日（金）まで】

■生活保護世帯

○提出書類：①放課後学童保育料減免申請書（児童1人につき1通）

②同意書（世帯で1通）

（児童を除く世帯員すべての同意を同意者本人の自署でお願いいたします。）

【減免申請受付期間：入所決定通知が届いてから令和 8 年 3 月 27 日（金）まで】

※ 各減免申請受付期間については、4月利用分から減免を受ける場合です。
各減免申請受付後、審査を行い、要件を満たす場合、減免の適用となります。
4月以降の申請受付分については、申請月の翌月分からの適用となります。